

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	枚方市 母子父子寡婦福祉資金貸付業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、母子父子寡婦福祉資金貸付業務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付業務
②事務の概要	・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子または男子であって現に児童を扶養している者又はその扶養している児童、寡婦又は寡婦が民法第877条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者及び四十歳以上の配偶者のない女子で民法第877条の規定により現に児童を扶養していない者に対し、福祉の増進のために必要な資金を貸し付けることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行っている。 母子父子寡婦福祉資金貸付システムは、この目的を果たすため、貸付の決定、債権管理等必要な情報を管理・運用しているものである。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付申請書の受理、審査、決定 ②貸付決定者への通知及び借用書受理後の貸付金の支給 ③氏名、住所変更等の諸届の受理、審査 ④償還開始の事前通知 ⑤督促及び催告状の送付
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、庁内連携システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表第63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 【提供】 ・同表42、125の項 ・同表161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 子ども未来部 まるっとこどもセンター
②所属長の役職名	まるっとこどもセンター課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-0032 大阪府枚方市岡東町19番1号 OFFICE A 6F 枚方市役所 子ども未来部 まるっとこどもセンター 072-841-1125
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	貸付の申請の際にマイナンバーの記載を求めており、提出後はマイナンバーを記載した用紙はすぐに施錠できる所定のキャビネット内に保管している。提出された用紙からマイナンバーを入力したり、使用することは無い。また、作業する際は所定の場所で行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準に基づき、マイナンバーが記載された書類は、施錠できる所定のキャビネット内に保管している。また、マイナンバーが記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存することとしている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年課	子ども総合相談センター	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	奥野 美佳	津田 佳積	事後	
平成29年7月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	枚方市役所子ども青少年部子ども青少年課	枚方市役所子ども青少年部子ども総合相談センター	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	津田 佳積	岡田 真由美	事後	
平成29年7月14日	個人情報の利用	・番号法第9条第1項 別表第一43の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める命令 第34条	・番号法別表第1の43の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の5の項（同条例施行規則第6条） ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の63の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条）	事後	
平成29年7月14日	情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供 番号法 第19条第7号 別表第二の26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条	【照会】 番号法別表第2の63の項（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第34条） 【提供】 ・同表の26、87の項（同命令第19条、第44条） ・同表の30の項	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡田 真由美	課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20	〒573-0032 大阪府枚方市岡東町12番3-410号 サンプラザ3号館4階	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和7年7月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第1の43の項	番号法別表第63の項	事後	
令和7年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【照会】 番号法別表第2の63の項(行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第34条) 【提供】 ・同表の26、87の項(同命令第19条、第44条) ・同表の30の項	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 【提供】 ・同表42、125の項 ・同表161の項	事後	
令和7年7月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	枚方市 子ども青少年部 子ども総合相談センター	①枚方市役所 子ども未来部 まるっとこどもセンター ②まるっとこどもセンター課長	事後	
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和7年7月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大阪府枚方市岡東町12番3-410号 サンプラザ3号館4階 枚方市役所 子ども青少年部 子ども総合相談センター	大阪府枚方市岡東町19番1号 OFFICE A 6F 枚方市役所 子ども未来部 まるっとこどもセンター 072-841-1125	事後	
令和7年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		貸付の申請の際にマイナンバーの記載を求めており、提出後はマイナンバーを記載した用紙はすぐに施錠できる所定のキャビネット内に保管している。提出された用紙からマイナンバーを入力したり、使用することは無い。また、作業する際は所定の場所で行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年7月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		貸付の申請の際にマイナンバーの記載を求めており、提出後はマイナンバーを記載した用紙はすぐに施錠できる所定のキャビネット内に保管している。提出された用紙からマイナンバーを入力したり、使用することは無い。また、作業する際は所定の場所で行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	